

静岡文化芸術大学自己点検・評価委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡文化芸術大学自己点検・評価に関する規則第4条第2項の規定に基づき、静岡文化芸術大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）の組織その他必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 学長
- (3) 総務及び教育研究担当理事
- (4) 副学長
- (5) 各学部長
- (6) 各研究科長
- (7) 教務部長
- (8) 学生部長
- (9) キャリアセンター長
- (10) 文化・芸術研究センター長
- (11) 図書館・情報センター長
- (12) 多文化・多言語教育研究センター長
- (13) 入学試験・高校大学連携センター長
- (14) 事務局長
- (15) 学外の学識経験者その他理事長が必要と認めた者

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学の自己点検・評価の基本方針及び実施基準等の策定
- (2) 全学に係る自己点検・評価の実施
- (3) 本学の自己点検・評価に関する報告書の作成及び公表
- (4) 改善を要する項目等の自己点検・評価の実施

(委員の任期)

第4条 第2条第15号の委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 前項の委員の再任は、これを妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、理事長をこれに充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

3 委員会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を認め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務室で行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成12年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。